

第1日

平成25年9月3日（火）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。

これより平成25年第4回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から9月25日までの23日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの23日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

9 番田中保光議員

10 番大庭さみ子議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告3件、議案21件の送付を受けたほか、陳情書1件を受理いたしました。

これを一括上程し、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成25年第4回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、報告について3件、決算の認定について12件、補正予算について2件、条例の一部改正について4件、交通事故による損害賠償について1件、市道路線の廃止及び認定について2件、合計24件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第12号平成24年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。

健全化判断比率が早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経

営健全化基準を上回る場合は経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て財政の早期健全化を図らなければならないものとなっております。

なお、本市の平成24年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

報告第13号平成24年度甘木鉄道株式会社の決算及び報告第14号平成25年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第69号議案から第78号議案につきましては、平成24年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

第79号議案及び第80号議案につきましては、平成24年度朝倉市工業用水道事業及び朝倉市水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算2件について説明申し上げます。

第81号議案平成25年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、避難所への太陽光発電設備等の設置経費、小石原川ダム関連経費、災害復旧経費、その他緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ7億9,429万円を追加し、予算総額を282億1,789万1,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、避難所への太陽光発電設備等の設置経費、小石原川ダム建設に伴うつけかえ林道事業経費、平成24年度決算に伴う繰越金を将来の起債償還に充てるために減債基金へ積み立てる経費等に6億2,284万5,000円を計上いたしました。

民生費では、福田学童保育所建設に伴う建設費として280万円を計上いたしました。失礼しました、設計費としてであります。

農林水産業費では、小石原川ダム関連経費として水源地整備計画による水路改修工事に伴う設計費に500万円を計上いたしました。

消防費では、消防ポンプ自動車の交通事故による損害賠償金として124万7,000円を計上いたしました。

災害復旧費では、道路、河川等の災害復旧経費として1億6,239万8,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容でございますが、歳出に伴う主な財源といたしまして、国庫支出金2,179万9,000円、県支出金7,466万円、寄附金1,000万円、繰入金500万円、繰越金5億8,750万4,000円、諸収入1,242万7,000円及び市債8,290万円を計上いたしました。

第82号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保

険事業勘定において、前年度の介護給付費、地域支援事業費の確定に伴う支払基金、国及び県への返還金等について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ3,945万6,000円を追加し、予算総額を56億547万8,000円といたしました。

次に、第83号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律が公布されたこと並びに地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

第84号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

第85号議案朝倉市男女共同参画のまちづくり条例及び朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第86号議案朝倉市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律により、地方税の延滞金の割合の特例が改正されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第87号議案交通事故による損害賠償につきましては、公務執行中に加害者の過失により発生した交通事故について、被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第88号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第89号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中人事案件につきまして、追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（手嶋源五君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。第69号議案については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く19名の皆さんを指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました19名の皆さんを決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時12分散会